年金だより

国民年金には独自給付があります

寡婦年金

第一号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が２５年以上ある夫が、年金を受け取ることなく死亡したとき、１０年以上婚姻関係のあった妻に６０歳から６５歳まで支給されます。

寡婦年金額＝夫が受けることができる老齢基礎年金の４分の３

※ただし、死亡した夫が障害基礎年金を受ける権利を持っていたり、妻が繰り上げの老齢基礎年金を受けていた場合は支給されません。

死亡一時金

第一号被保険者として保険料を３年以上（一部納付をした期間の月数は、一部納付の割合によって計算）納めた人が、年金を受けずに亡くなった時に支給されます。

保険料を納めた月数に応じて一時金の額が決まっています。（１２万円から３２万円）

※付加保険料を納めた期間が３年以上ある場合は、８，５００円が加算されます。

※ただし、その人の死亡により遺族が遺族基礎年金の支給を受けられる時は支給されません。

付加年金

定額の保険料に、月額４００円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金額＝２００円×付加保険料納付月数

※ただし、保険料の免除を受けられている方、国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

知っておこう
３つの独自給付

©やなせたかし　しいたけ　たけちゃん

【問い合わせ先】 保険課医療年金係　☎５３−３１１５
南国社会保険事務所　☎０８８−８６４−１１１１

保険課から

高額医療・高額介護合算療養費制度スタート！

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました

世帯内の国民健康保険、または長寿医療（後期高齢者医療）制度の被保険者の方全員が、１年間（毎年８月〜７月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。ただし、国保の方と長寿医療の方の分は別々に計算します。

該当となる方には、１２月ごろに個別にお知らせいたしますので、お知らせ文書が届いた場合は、市役所保険課または香北・物部支所、繁藤出張所にて申請手続きをしてください。

なお、国保の方は保険課から、長寿医療の方は高知県後期高齢者医療広域連合からお知らせ文書が届きます。

高額療養費
各医療保険の自己負担額を超えた場合支給

高額介護サービス費
介護保険の自己負担額を超えた場合支給

↓

高額医療・高額介護合算制度
それぞれを合算し、年額で限度額を設けます。

【問い合わせ先】 保険課国保係・医療年金係　☎５３−３１１５

第2期香美市障害福祉計画が策定されました

今回の策定は第１期香美市障害福祉計画での進捗状況、福祉サービス利用等の実績数値の分析を踏まえて、第２期香美市障害福祉計画(平成21〜23年度)を策定しました。またアンケート結果(障害者1，855人に配布。回収率54．1％）から障害者施策の課題と今後の取り組みをまとめました。

香美市障害者計画・第１期香美市障害福祉計画

平成18年度に国の障害者基本法に基づき、香美市は障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画となる「香美市障害者計画」を策定しています。また、障害者自立支援法に基づき、本市における障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業のサービス提供の確保に関する計画となる「第１期香美市障害福祉計画」を併せて策定しています。

アンケート結果に基づく主な取り組み

相談の分野

相談窓口の周知について

①地域活動支援センター「香美」のＰＲを行います。
②市内にある障害者が相談できる窓口案内の周知を図ります。

相談しやすい方法について

①身近な場所で相談を受けることができる体制を整備します。
②相談内容に応じて、必要な関係機関につなぐことができるよう連携体制の整備を進めます。
③障害特性に配慮した相談体制の充実を図ります。

住まいの分野

将来（３年後）、自宅やアパートで暮らしていく場合に望むことについて

①障害に対する正しい理解のための市民啓発活動を推進します。
②住宅改造制度について周知します。
③住まいの相談窓口体制の整備をします。（不動産協会等とのネットワーク化と連携）
④障害者本人の不安軽減等のための見守り・サポート体制の整備を進めます。

福祉サービスの向上

今後利用したい福祉サービスについて

①サービス内容の周知を図ります。
②ヘルパーなどサービス提供者や、相談支援従事者等支援者の資質向上の研修を進めます。

日中活動・就労の分野

障害児

①幼・保・小・中・高校のライフステージに添った個別支援体制の整備（教育行政）を進めます。
②長期休暇、放課後の見守り体制の整備（障害児学童保育など）を検討します。
③通所、通院の交通手段のサービスについて検討します。（通院タクシー・乗合いバス利用制度の周知）
④学校との進路相談連携、卒業後の相談や、家庭訪問による細やかなサポート体制の充実を図ります。

社会人

①就労部門（ハローワーク・地域活動支援センター・ゆうあいなど）の連携強化を進めます。
②障害児から障害者の卒業後の一般就労とその後のケア体制の充実を図ります。

情報分野

福祉サービスの情報提供について

①香美市版「障害福祉のしおり」を制作し、発行します。
②市役所、支所の窓口の情報提供を強化します。
③関係者や仲間が集い、意見交換などの場づくりを進めます。

【問い合わせ先】 福祉事務所福祉係　☎５３−３１１７